

3月2日のヒアリング結果を踏まえた修正方針について、以下のとおり整理する。

1. 類型分類の整理結果から構造設計の説明の展開の見直し方針

(1) 類型分類の整理結果

- ✓ 類型分類の整理結果としては、条文毎のA、B-1～B-4および設計項目ごとに申請対象設備を整理した結果（共通12別紙1）を示す。なお、整理結果のエビデンスとなる設備リストは共通12別紙3として示す。

(2) 構造設計の説明

(1) で類型分類した申請対象設備のうち、既設工認から追加で技術基準適合性の説明が必要となる設備であって、当該設備に対して既設工認から追加で構造設計の説明が必要となる設備は抜け漏れなく抽出した上で、当該設備の構造設計の説明が主となる条文を明確にし、関連条文の要求事項も含めて要求事項（条文要求、基本設計方針）に対する構造設計を説明する。

具体の抽出の考え方を下記に示す。

A：新設設備なので構造説明が必要 → 竜巻の場合は、飛来物防護ネット、飛来物防護板等が該当

B：既設設備なので、構造説明の要否は以下のとおり整理

B-1：条件変更

- ・条件変更に伴い、設備に対して工事を伴うものは、既設工認から構造を変更しているため、構造説明が必要
- ・条件変更に伴い、評価方法、評価モデルを変更しているものは、評価の観点で構造説明が必要な場合は構造説明が必要

B-2：条件追加

- ・追加評価に伴い、評価の観点で構造説明が必要な場合は構造説明が必要
- ・追加評価に伴い、設備に対して工事を伴うものは、既設工認から構造を変更しているため、構造説明が必要 → 竜巻の場合は、建屋の扉交換、冷却塔の補強工事をする設備等が該当

B-3：新たに申請設備になったもの

- ・既設工認で構造説明を実施していないため、構造説明が必要。

B-4：設計条件に変更がないもの

- ・既設工認から追加で技術基準適合性を説明する対象にはならないため、構造説明は不要

上記を踏まえ、具体的な作業の流れを以下に示す。

- ✓ 設備単位では、複数の条文の類型分類を踏まえて、説明内容を整理する必要があることから、各条の(1)の整理結果を、申請対象設備リストに反映する（申請対象設備リストの各条の○付けの欄にA、B-1～B-4を記載する）。なお、当該リストは「共通12 別紙3」として示す。
- ✓ 対象設備の各条の欄に「B-1」、「B-2」が含まれる設備であっても、評価の観点から構造設計を示す必要がないもの（例：竜巻の「防護対象施設」のうち、建屋内に収納することで防護されることを示すもの）は、構造設計の説明対象外とする。なお、当該整理に該当する設備は、別紙3において、「B-1'」、「B-2'」と識別して明確にする※。
- ✓ 上記までの整理により、設備単位で各条の欄が全て「B-1'」、「B-2'」、「B-4」、「－」のみとなるものは、構造設計の説明対象外とする※。
- ✓ 対象設備の各条の欄に「A」、「B-1」、「B-2」、「B-3」のいずれかが記載されている設備は、類型分類の整理結果及び条文要求を踏まえ、当該設備の構造設計の説明が主となる条文を設定し、別紙3に青ハッチングを示す。また、その際、関連条文の要求事項も含めて構造設計の説明が必要な条文は別紙3に橙ハッチングを示す。

※現在調査中の工事の有無の調査結果を踏まえ、変更となる可能性有。

2. 構造設計の整理の見直し方針（具体のイメージを別添1に示す。）

- ✓ 「基本設計方針（本文）」は、第2章個別項目がある条文であっても関連する第1章共通項目の基本設計方針も並記して記載する。ただし、第1章共通項目のうち、施設共通的な方針は抽出対象外とする。
- ✓ 「設計方針（添付書類）」は、上記で抽出した基本設計方針から添付書類の強度計算等への展開の中で構造設計の説明に係るものをそれぞれ抽出して並記して記載する。
- ✓ 「設計の配慮事項（周辺環境等）」は、類型した設備の構造設計の差分に展開するためのインプットとなることから、「設計の配慮事項（周辺環境等）」と関連する構造設計の差分の関係が明確になるように横に並ぶように記載する。
- ✓ 構造設計の差分の記載は、類型して示すことが可能な部分は記載を纏める。
（構造設計の整理表は、機器ごとに差分を記載した上で、類型した結果を別表で示す。）
- ✓ Aについては、施設共通基本設計方針に係る構造設計を説明する。ただし、共通する設計方針であることから、代表で説明する。（施設共通基本設計方針の構造設計の整理表は別表とする。）

共通 1 2 の構成 (全体体系)

1. 概要

本文

2. 類型分類

- 申請対象設備について、各条文の説明項目を A, B-1~B-4 に分類する考え方と分類結果の説明
- 既設の工事有無の整理の網羅性と整理結果の説明

3. 設備の構造設計

- 2. の整理結果を基に、3. の中で構造設計の説明が必要となる対象の考え方の説明
- 当該設備の技術基準適合性を踏まえた構造設計の整理の考え方の説明

- ✓ Aに分類される設備は全て構造設計を説明
- ✓ B-1、B-2に分類される設備のうち、既設工認から追加で構造設計の説明が必要な設備以外（竜巻の場合は建屋内に設置する防護対象設備等）は、別紙2への展開は不要

工事対象数

工事内容

既設工認からの変更点として、評価方法、評価モデルの変更対象もあわせて整理

別紙 1 類型分類の整理結果

8条 竜巻

A. 新規に設置するもの
【再処理施設】
竜巻防護対策設備： ○基
防護対象設備： ○基
安全機能を有する施設： ○基
合計 ○基

B. 既設
○○：○基 (うち、工事対象 ○基)
…
…

6条 地震

12条 溢水

- 類型分類の抽出結果の（合計基数）について全条添付する

別紙 2 構造概要

構造設計整理表

- 条文要求事項に対する構造設計を網羅的に整理するため、設工認記載内容（基本設計方針及び添付書類）と設計上の考慮事項を踏まえた具体の構造設計との対応関係を整理（既設で工事があるものは、その工事内容を含む）

具体の概要図等

- 構造設計の内容について、設工認添付図面（構造図）のみならず、より具体の詳細図により説明が必要な場合に添付

施設共通基本設計方針整理表

- 上記以外で、施設共通基本設計方針に該当する条文要求及び基本設計方針を踏まえた設計内容について、機器ごとの構造計画整理表とは別の表に纏めて整理（類型分類でAに分類される設備）

集約

別紙 3 設備リスト (類型分類反映)

申請対象設備リスト

- (以下の情報を反映)
- 別紙 1 の類型分類、工事有無と内容
 - 別紙 2 の整理表で示した具体の構造説明を行う対象と構造説明の類型結果

- 2. 3. の結果を一元的に確認できるよう、申請対象設備リストをベースに別紙 1 と別紙 2 の整理結果を反映し、全体リストとして添付

